

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田3667番地

氏 名 株式会社 アクト・エア
代表取締役 富岡 康則

福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第50条第5項の規定により
次のとおり許可する。

令和 7 年 8 月 29 日

福 生 市 長 加 藤 育 男



- | | |
|----------------|---|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 2 収集・運搬の区別 | 収集・運搬 |
| 3 運 搬 先 | 福生市一般廃棄物処理計画のとおり |
| 4 許 可 番 号 | 許可 第 707 号 |
| 5 許可の有効期限 | 令和 7 年 9 月 1 日 から
令和 9 年 8 月 31 日 まで |

6 許可の条件

- (1) 市域外から排出された廃棄物を、処分又は積み替えをするために、市域内に搬入してはならない。
- (2) 廃棄物を処理する際に、同一車両に可燃ごみと不燃ごみを混載してはならない。
- (3) 処理施設へ運搬する過程で、廃棄物を積み替えてはならない。
- (4) 産業廃棄物を、同一車両に混載してはならない。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、福生市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を遵守すること。

変 更 事 項			
変更年月日及び 許可番号	件 名	変 更 内 容	印
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過する処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。